

せいかつほごひ しきゅうつうちようしき か 生活保護費の支給通知様式が変わります

れいわねんがつしきゅうぶん
～令和8年3月支給分から～



へんこう ●変更ポイント

まいつき せいかつほごひ しきゅうつうち しゅうらい
毎月の生活保護費の支給通知については、従来のほかぎで
はなく、A4様式の通知書が封筒で届きます。

へんこう ●変更イメージ

つうちしよれい 通知書例

ふれあい 太郎 様
〒111-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〇×市福祉事務所長印

保護変更決定通知書
生活保護法による保護変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由
保護変更	令和7年9月18日	〇〇さんの高齢基礎年金の要認定による。

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	扶助	合計（a）
最低生活費	66,390円	30,000円	0円	0円	円	96,390円
収入充当額	66,390円	13,610円	0円	0円	円	80,000円
決定した額	0円	16,390円	0円	0円	円	16,390円

一時扶助（b）

種類	金額	合計（c=a+b）
種類	円	円
金額	円	16,390
支給区分	円	円

cの金額のうち別途送金額（福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額）

種類	金額	費用徴収額
種類	円	円
金額	円	円

あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります

本人支払額 円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
令和7年11月1日	支給方法：窓口	16,390円	円

問い合わせ先 〇市福祉事務所（自治体管理）
〒111-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
担当 課長 〇〇 課長 〇〇
電話番号：011-222-3333（内線：1234）
FAX番号：011-222-3334

000026

しきゅうがく うちわけ きさい
・支給額の内訳が記載されます。

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	扶助	合計（a）
最低生活費	66,390円	30,000円	0円	0円	円	96,390円
収入充当額	66,390円	13,610円	0円	0円	円	80,000円
決定した額	0円	16,390円	0円	0円	円	16,390円

一時扶助（b）

種類	金額	合計（c=a+b）
種類	円	円
金額	円	16,390
支給区分	円	円

cの金額のうち別途送金額（福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額）

種類	金額	費用徴収額
種類	円	円
金額	円	円

あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります

本人支払額 円

しきゅうび しきゅう がく だん き
・支給日と支給される額はこの段に記載されます。

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
令和7年11月1日	支給方法：窓口	16,390円	円

- 生活保護費の決定を遡って行った際、通知書が1つの封筒で複数枚郵送される場合があります。支給される額は、各月の支給額を合計した金額になります。
- 支給額に変更がない場合、通知書は届きませんので前月分を御確認ください。

おたるしふくしほけんぶせいかつしえんだいかだい
小樽市福祉保険部生活支援第1課・第2課

ないせん
☎(0134)32-4111 内線305～309・335